

## 改正の概要

- 現在は、償還確実性の観点から、長期借入金の借入れ・債券発行の対象を附属病院、施設移転、宿舎、産学連携施設等に要する土地の取得等に限定し、その償還財源は当該土地等による収入を充てることを基本としている
- 今回の改正により、国立大学法人等が行うことができる長期借入金の借入れ・債券発行の対象事業及び償還財源として、以下を追加
  - 対象事業：国立大学等における先端的な教育研究の用に供するために行う土地の取得等
  - 償還財源：当該土地、施設又は整備を用いて行われる業務に係る収入、国立大学法人等の業務上の余裕金
  - ※ 業務上の余裕金…寄附金、動産又は不動産の使用又は収益など
  - ※ 大臣の認可に際しては、収支状況、規模・投資余力、安定性等を総合的に評価し、法人組織全体としての財務の健全性を支える組織体制等も基準とする。また、専門的知見を有する外部有識者による委員会を設置し、意見聴取を行う。
- これにより、先端的な教育研究活動の展開を実現し、我が国の国立大学等における教育研究機能の一層の向上を図る

## 省令改正

- 今回の政令改正に関連して、以下のとおり、国立大学法人等の行う長期借入金・債券の償還期間を定める国立大学法人法施行規則(省令)改正を予定
  - (現行制度)  
長期借入金の借入れ・債券発行の対象ごとに償還期間を定めている（土地が最長15年間、施設が最長30年間、設備が最長10年間。同施行規則第21条）
  - (改正内容)  
今回の政令改正により新設する対象事業にかかる長期借入金又は債券の償還期間については、土地、施設、設備の区分にかかわらず最長40年間に設定

## 施行日等

閣 議：令和2年6月19日  
施行期日：公布の日（令和2年6月24日）